

授業科目名	ジェンダーと法 Gender Equality and Law
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	後期
開講曜日・時限	月曜日・4時限
単位数	2単位
担当教員名	深堀寿美 (Fukahori Hisami)
授業の目的	ジェンダーとは、社会的・文化的に形成された性差である。生物学的性差に基づく性差別は形式的・理論的には克服されたといわれているが、現実社会においては、ジェンダーに基づく実質的な差別の存在こそが重要で、性中立的に見える制度であっても、それだけでは実質的な差別を克服することができていないのが現状である。特に、「司法」分野は、伝統的に男性中心の専門職領域であり、ジェンダーにより差別を受けてきた者が司法的救済を得ようとしても、更に司法におけるジェンダーバイアスにより二次的に差別され、救済を阻まれかねない。特に、訴訟手続、訴訟進行、証拠評価等の場面でバイアスが作用すると、司法が本来機能して実現されるはずの法の正義が実現できない。講義では、社会及び司法におけるジェンダーバイアスの存在を認識し、これを法実現の場に持ち込むことの危険性についての認識を深め、学生が学ぶ法律、法解釈と経験している日常生活から、ジェンダーバイアスの存在を認識できる視点を養成し、ジェンダーバイアスにとらわれない法曹養成を目指す。
履修条件	
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	民事・刑事・家事を中心として、法曹が日頃取り扱う業務を題材として、 ①男女格差の現状について、各種統計資料の調査・検討をする ②適用法の立法事実を検討する ③従来の判断枠組みで妥当な解決が図れるのか再検討する 等を行うことにより、従来の制度あるいはその解釈、ひいては法曹の「常識」の中にあるジェンダーバイアスを認識するようにします。 This course examines gender bias among laws and practical cases.
授業計画	第1回 男女平等の現状 ・民法、刑法、労働法 ・日本の現状、諸外国との比較による日本の現状、 ・国連女性差別撤廃委員会の勧告から見る日本の現状 ・男女平等が進まない原因は何か。 第2回 労働分野におけるジェンダーバイアス ・日本的雇用慣行と性差別禁止法理 ・男女同一賃金とジェンダー ・非正規雇用と女性の貧困 第3回 セクシュアルハラスメント ・規制の歴史 ・判例検討 第4回 離婚など家庭分野におけるジェンダーバイアス ・家族法における婚姻の位置 ・親子関係、親権・監護権の決定とジェンダー ・相続とジェンダー 第5回 DV・ストーカー行為規制法 ・規制の歴史と現行法 ・被害者支援の現場から見た暴力と法 第6回 性暴力犯罪についてのケース研究 ・二つの最高裁判決検討 ・刑事司法におけるジェンダーバイアス

	<p>第7回 外国人女性の人権と司法</p> <p>第8回 福祉・税・政治改革 ・福祉・税・社会保障におけるジェンダー ・なぜ「ポジティブアクション」なのか</p> <p>第9回 セクシュアルマイノリティ ・基本的理解 ・司法上の問題</p> <p>第10回 女性と貧困</p> <p>第11回 リプロダクティブヘルスアンドライツ／非婚・少子化社会とジェンダー ・社会現象としての非婚・少子化を考える</p> <p>第12回 家族法その他を巡る最近の最高裁判例検討</p> <p>第13回 ジェンダーについてのレポート</p> <p>第14回 レポート報告と議論</p> <p>第15回 法曹としての心構え</p>
授業の進め方	<p>テーマに基づいて判例報告その他の予習課題を告知し、これに基づいて意見発表を求める。レポートを通じて、社会のジェンダーバイアスへの認識を深めるとともに、レポートの中の問題点を受講者とともに議論する。同時に性差を背景とする事件を多く取り入れ、ディベート形式での議論を行う。</p>
教科書及び参考図書等	<p>教科書はなし。参考図書「ジェンダーと法1巻～4巻」(ジェンダー法学会編、日本加除出版)、「ジェンダーと法」(辻村みよ子、信山社)。その他、各テーマ毎に指摘する。</p>
試験・成績評価等	<p>授業中のレポート(50%)、テーマに関する意見発表を含む発言／出席(50%)を総合的に判断する。</p>
事前学習	
課題レポート等	
オフィスアワー	
その他	